

計画相談支援・障がい児相談支援に関するQ&A（よくある質問編）

平成27年7月
豊田市障がい福祉課

1 利用計画

【利用計画案】

Q 1 利用計画案はいつまでに提出すればよいのか？

A 1 新規は利用予定日の2週間前まで、継続は支給決定が終了する月の前月末日まで。
サービスの新規・変更・継続申請の際に提出が必要（※地域生活支援事業のみの申請
の場合は不要です）。

2 モニタリング

【モニタリング】

Q 1 モニタリングは原則（「当初3か月その後6か月ごと」「6か月ごと」等）以外、
設定できないのか。

A 1 利用者の状態に合わせて設定することができます。

Q 2 サービス提供事業所の職員が同一法人内の相談支援事業所の相談支援専門員を兼
務している。モニタリングをすることは可能か。

A 2 できません。本計画作成まではできますが、モニタリングは他の相談支援事業所へ
依頼してください。
終期月のモニタリングのアセスメントを利用して次の利用計画を作成するという点
から考えると、相談支援専門員はできるだけ専従が望ましいです。

Q 3 当初予定していたモニタリングができなかった。月をずらして実施すべきか。

A 3 利用者の状態により異なります。必要な場合は、必ず市へモニタリング月変更の相
談をしてから実施してください（相談なく実施した場合は給付費の支払はできません）。

3 報酬関係

【報酬関係】

Q 1 本計画について、利用者の同意をもらう日が、支給決定の翌月（例：4月）ではなく翌々月（例：5月）になってしまった。給付費はどのように請求すればよいか。

A 1 利用者の同意を得た月の翌月10日までに請求してください。この場合は、5月分として、6月10日までに請求となります。

【報酬関係】

Q 2 市の支給決定がでていないようだが、利用者から本計画の同意をもらったので請求してもよいか。

A 2 できません。受給者証等により、支給決定内容を確認してから本計画の同意をもらい、請求することが原則です。支給決定がされているかどうかわからない場合は、直接市へ確認していただいて差し支えありません。

【報酬関係】

Q 3 4月に利用計画案を作成。5月に本計画の同意をもらい、6月からモニタリングの予定が、本計画の同意をもらうのが遅れて6月上旬になった。予定していたモニタリングを6月下旬に実施した場合、給付費はどうなるか。
(同月に本計画の同意日とモニタリング実施日が重なった場合)

A 3 この場合はモニタリングが後となりアセスメントを利用しているわけではないので、サービス利用支援費と継続サービス利用支援費の両方の請求が可能です。なお、サービスコードは「521311 利用／継続支援 (2,921単位)」（障がい児は「551311」）となります。
ただし、モニタリングのアセスメントを使って利用計画案を作成した場合、給付費はサービス利用支援費 (1,611単位) のみとなります。

【給付費支給申請書・依頼届出書】

Q 4 給付費支給申請書、依頼届出書はいつ提出すればよいか？

A 4 利用者との契約後、速やかに市へ提出してください。

【給付費支給申請書・依頼届出書】

Q 5 給付費支給申請書の申請書提出者欄の書き方がわからない。

A 5 利用者家族が市へ提出する場合は「利用者本人」欄にチェックを入れてください。
事業所が代行する場合、住所欄は事業所住所と事業所名を記入してください（あらかじめ印字しても構いません）。

4 その他

【サービス担当者会議 ※平成28年3月までの運用】

Q 1 サービス担当者会議は開催しなければならないか？

A 1 開催しなければなりません。ただし、どうしても都合が合わない場合は、電話での打合せも可能です（国の緩和策（平成26年2月27日付事務連絡）参照）。利用計画についてサービス担当者間で必ず情報共有の上、サービス提供していれば問題ありません（本計画の写しを一方的に関係事業所へ送るだけの対応は不可）。

【セルフプラン】

Q 2 セルフプランについて利用者から相談あり。身体に障がいがあるため自分で記入することが難しく、市役所にもなかなか行けないということだが、事業所が代筆し、提出を代行してもよいか。

A 2 可能です。ただし欄外に作成代行事業所名を記載してください。

【セルフプラン】

Q 3 本人がセルフプランを希望しているが、事業所の調整など難しいことはやってほしいと依頼してくる。利用計画にすべきか。

A 3 セルフプランの場合は事業所の調整も含めてご自身で対応していただくこととなります。それが難しいということであれば、できるかぎり利用計画を推奨してください。

【支給決定日】

Q 4 支給決定日はいつになるか。

A 4 利用計画案を市が受理した日、市の調査員による調査日、障がい支援区分等認定審査会の開催日の中で、一番遅い日になります。

【受給者証】

Q 5 受給者証について、利用者が「前と変わらないので」といって見せてくれないことがある。市から受給者証の写しをもらうことはできないか。

A 5 できません。事業者による受給資格の確認行為は指定運営基準第9条に事業者の責務として記載されています。これに関しては、指定計画相談支援事業特有の事柄ではなく、全ての指定障がい福祉サービス事業等に共通する事項となるため、その必要性和他事業への影響を考慮し、豊田市としては、国の緩和策（平成26年2月27日付事務連絡）の適応はしないものとします。従来どおり事業者による受給者資格の確認をお願いします。

計画相談支援・障がい児相談支援に関するQ&A（厚生労働省回答編）

平成27年7月
豊田市障がい福祉課

※豊田市が厚生労働省に照会して回答を得たものをまとめました。
なお、回答の末尾の括弧内の数字は回答日です。
例：(20130917) → 2013年9月17日

1 利用計画

【利用計画】

Q 1 利用計画が必須となるタイミングは？

A 1 平成27年4月から必須となります。サービスの申請(新規、変更、継続、追加)の際に必要なため、平成27年4月以降、サービスの申請が起きるタイミングで利用計画を作成してください。

例1) 平成26年8月継続(支給期間1年のサービス)

⇒平成26年8月は利用計画なしで支給決定。

次の継続時(平成27年8月)に利用計画が必要。

例2) 平成26年8月継続(支給期間3年のサービス)

⇒平成26年8月は利用計画なしで支給決定。

次の継続時(平成29年8月)に利用計画が必要。

平成26年度までは体制を整えていくため、市町村の判断により、利用計画なしで支給決定をすることは可能です。ただし、平成27年4月からは必須となるため、それに向けて体制を整えていく必要があります。(20130917)

豊田市の対応：

新規・変更・継続のタイミングで利用計画の作成をお願いします(※利用計画の性質上、利用者負担上限月額の見直しのみを行う定期改定等のタイミングでの提出は認めていません。)

【利用計画】

Q 2 本計画の完成は、サービス担当者会議の前後どちらか？

A 2 本計画は、サービス担当者会議を踏まえて完成となります。サービス担当者会議が終わってから手直しが必要な場合は、手直しをした上で本計画を提出してください。

【利用計画】

Q 3 モニタリングの結果、地域生活支援事業のみの追加があった。その場合、利用計画は修正しなくてはならないか。

A 3 基本的に一度立てた計画書そのものの変更の必要はなく、そこからの変化はモニタリング報告書に記入していただければよいと考えています。ただし、モニタリング報告書では変わった結果だけはわかりますが、何故変わったのかという経過はわからないため、それらの記録も一緒に保管し、本人のニーズや支援の動きがわかるようにしておいていただきたいです。なお、保管する様式については、どの相談支援事業所も相談記録をつけていると思いますので、特に規定しません。(20120927)

【利用計画】

Q 4 モニタリングの結果、支援目標の追加など、支給決定に影響がない項目の追加があり、サービス利用支援を受ける条件が整わない場合も、利用計画は修正しなくてはならないか。

A 4 前項（【利用計画】 A 3）と同様の対応となります。

【利用計画】

Q 5 計画相談の支給決定期間：H26.2～H27.5、サービスの支給決定が、生活介護：H27.5 まで、就労継続支援 B 型：H26.5 まで。今回、就労継続支援 B 型の継続が必要。計画相談の支給期間内だが、内容（サービスの種類や量）の変更なくそのまま継続する場合でも、利用計画案の提出が必要か。

A 5 既存の利用計画を見直し、利用計画案を再度提出する必要があります。その場合、計画相談の支給決定期間は、新しく出し直した利用計画案から開始となります。モニタリングについては状況により設定してください（再び「当初3か月その後6か月」にしなければならないということはありません）。(20140617)

【利用計画】

Q 6 新規で緊急のサービス利用が必要な場合、利用計画案作成が間に合わないが、どのように対応すればよいか(たとえば、虐待を受けて緊急で短期入所を使うなど)。

A 6 緊急の利用でも、利用計画案は必要となります。(20140526)

豊田市の対応：

緊急でサービス利用が必要と判明した段階で、早急に市へご相談ください。

【利用計画】

Q 7 地域生活支援事業サービスのみのサービス利用者は、利用計画の対象外となっている。利用計画の中の地域生活支援事業の内容のみに変更があった場合、又は新しく地域生活支援事業を利用計画に追加する場合、給付費の対象外だが、利用計画案の再提出は必要か。

A 7 変更の内容によりますが、例えば地域生活支援事業の利用をやめたら他のサービスに影響するなど、その人のプランに影響がある場合は利用計画案の提出が必要です。サービス内容に変更がなく、提供量を2日から1日に変更するなど軽微な内容であれば利用計画案の提出は不要ですが、記録をとり、事業所と利用者間で情報共有をしてください。(20140617)

2 モニタリング

【モニタリング】

Q 1 相談支援専門員をサービス提供事業所の施設長が兼務している場合、当該施設の利用におけるモニタリングができるか。

A 1 施設長も従業者の1人。そのため、モニタリングはできません。

【モニタリング】

Q 2 新規の利用の場合、モニタリングの開始月は？

A 2 原則は、利用開始から3か月間は毎月実施なので、たとえば平成24年5月に利用開始であれば、平成24年5月→平成24年6月→平成24年7月にモニタリングとなります。ただし、利用者の状態によってはこの限りではありません。

【モニタリング】

Q 3 本人が入院や精神的不安定などでサービスの利用をしていない場合、モニタリングはどのような扱いになるのか。

A 3 サービスを利用していないから、モニタリングが必要ないというわけではありません。入院等の事実が分かり、入院期間、本人の病状等現状を見極め、本人の支援について便宜を図ったり、関係機関と調整したり、新たな支援が必要な場合はそれを計画に位置づけたりすればモニタリングを行ったといえ、報酬算定は可能です。ただし、サービスを利用していないと分かった時点で何もしなかったのであれば、それはモニタリングをしていないこととなります。

なお、本人の状態が変わったため、モニタリング期間の変更が必要なときは、モニタリング期間の変更を行ってください（毎月で設定したがしばらく利用がないので半年に変更する等）。（20120927）

【モニタリング】

Q 4 モニタリング期間を12月、1月、2月に設定しており、12月末に1回目のモニタリングの予定をしていたが、やむを得ない事情により1月の上旬になってしまった。当初予定していた1月モニタリングはいつ行えば良いか。

A 4 1月にモニタリングを2回行うことが適当なのか、1月分を2月にずらして行うことが適当なのか、相談支援事業所と利用者で話し合ってください、最終的には市町村の判断となります。ひと月に2回モニタリングに行っても、報酬は2回分とはならない（※月額報酬のため）ので、市町村の判断により、翌月から3か月間としても差し支えありませんが、所定の変更手続きを行い、受給者証のモニタリング期間を変更してください。（20140526）

豊田市の対応：

ケースによって異なるので、必ずモニタリング実施前に市へ相談してください。
なお、市へ相談のないままモニタリングに入った場合、給付費の支払はしません。

【モニタリング】

Q 5 今回、サービスの継続をする。モニタリングの結果、前回提出した利用計画から内容の変更がなかった。変更がないのに1,611単位もらうのはどうかと思うので、モニタリングだけで支給決定できないか？

A 5 できません。

サービスの継続の際には利用計画を見直す旨が文言で明記してありますので、自宅訪問してアセスメントをとり、利用計画案を作り、サービス担当者会議をして本計画を作るという流れでお願いします。

結果的に計画に変更がなかったり軽微な変更だけであったとしても、前述の見直しのプロセスをしっかり踏んでいただいているということで、支給決定のしっかりとした根拠となり、1,611単位を支払う理由になります。(20140521)

【モニタリング】

Q 6 やむを得ない事情等で設定月の翌月ではなく、設定月の前月にモニタリングを行っても、継続サービス利用支援費は算定可能か。また、その場合、モニタリング期間の変更は必要か。

A 6 設定月の翌月に行うなど時期を遅らせると、サービスの支給決定やサービス利用に支障が出てしまい、前月に実施することが最も適切であると市町村が判断すれば報酬算定は可能です。

モニタリングの期間を変更する必要はありません。弾力的な運用で構いません。

(20130816)

豊田市の対応：

ケースによって異なるので、必ずモニタリング実施前に市へ相談してください。
なお、市へ相談のないままモニタリングに入った場合、給付費の支払はしません。

【モニタリング】

Q 7 相談支援専門員がサービス提供事業所と兼務している。利用計画はその相談支援専門員が、モニタリングは別の相談支援事業所が実施している。終期月のモニタリング及び継続の利用計画はどちらが担当するのか。

A 7 利用計画を作成した相談支援事業所ではなく、モニタリングを実施している相談支援事業所が担当します。まったく初めて利用計画を作成した場合、どこの事業所を利用するかわからないので、作成から3か月間は、兼務している事業所が作成しても良いですが、それ以降は、計画の中立性を担保するため、兼務していない相談支援事業所が担当しなければならないという考えになります。よって、初めて作成してから3か月より後は、兼務していない相談支援事業所へ全て切り替わらなければなりません。(20150127)

【モニタリング】

Q 8 3月末で児童発達支援の利用をやめて、4月から地域のこども園に行く子どもの場合、サービスの利用はないが、終期月のモニタリングは行わなければならないか。

A 8 サービスの利用がなくなるので終わり、ではなく、今までどうだったか、これからどうするのかの聞き取りをし、必要な人は委託の相談支援専門員につなげる、キーパーソンにつなげる等の対応をするのが望ましいため、モニタリングは必要です。(20150127)

【モニタリング】

Q 9 サービスの終期月にモニタリング→案の作成→支給決定→担当者会議→本計画提出まで全て行うというのが想定されていると思うが、現実的に難しい。特に継続の利用者に対して受給者証が遅れるのはどうかと思うので、終期月ではなく、その前月末にモニタリングを設定したいが、問題ないか。

A 終期月のモニタリングは、これまでを振り返り次に行くためのモニタリング。利用者と相談支援事業者と市で合意が取れていれば、必ずしも支給決定の最終月に設定しなければいけないというわけではありません。ただし、相談支援事業者が終期月の前月に案を提出し、前の計画でモニタリングが設定されているからといって終期月に実施し、給付費を請求した場合、そのモニタリングに関する給付費の支払いについては、認められません。(20150127)

3 報酬関係

【報酬関係】

Q 1 相談支援専門員が計画作成に着手したのが4月20日、利用者の同意を得たのが5月4日の場合、給付費は4月分か5月分かどちらか。

A 1 5月分。計画作成日は、着手した日ではなく、計画が完成した日であり、すなわち利用者の同意を得た日となります。(20130305)

【報酬関係】

Q 2 同一の月にモニタリングを行った後、サービス利用支援を行った場合は、継続サービス利用支援費に係る報酬は算定しないとなっているが、書類上はモニタリング報告書も利用計画案もどちらも作らないといけないのか？

A 2 お見込みのとおり。モニタリングの後にサービス利用支援という流れにおいてはモニタリングが利用計画を作成する際のアセスメントにあたりと考えられるため。(20120927)

【報酬関係】

平成25年2月22日付の事務連絡「相談支援に係るQ&Aについて」

Q 3 「サービス利用支援費は、月額報酬のため同一月に複数回行ったとしても1,600単位しか算定することはできない。」(問45)とあるが、サービス利用支援費の報酬算定は利用者の同意を得た月で行うため、たとえば、4月の初めごろに本計画の同意をもらう→4月終わりごろに状況が変化し、新しい利用計画案を作成→5月に支給決定→5月末に新しい本計画の同意をもらった場合は、それぞれの月でサービス利用支援費(1,611単位)の算定は可能か。

A 3 お見込みのとおり。月が異なるので、4月初めの本計画と5月末の新しい本計画、それぞれで1,611単位の算定が可能です。(20130305)

【報酬関係】

Q 4 利用計画の全件実施に向け、経過的な措置として、障がい福祉サービスの申請若しくは変更の申請によらない利用計画案の申請、給付費の支給を認めてはどうか。

A 4 サービス利用支援は、申請にかかっているため、申請によらない利用計画案に対し、給付費を支払うことはできません。(20131226)

【報酬関係】

Q 5 障がい福祉サービスと、障がい児通所支援を両方受給しており、それぞれの支給期間の終期月が異なるとき（たとえば、障がい福祉サービス：H25.9～H26.8、障がい児通所支援：H25.9～H26.3）、計画相談支援給付費と障がい児相談支援給付費の決定はどう行うのか教えていただきたい。
（補足：3月のタイミングで新たなサービスがなく、障がい児のみのサービスを取り下げる場合）

A 5 給付費申請書と依頼届出書は、障がい児・者両方もらう必要があります。
平成25年8月の段階で、障がい児・者両方も給付費を決定しても問題ないし、平成26年3月の際に給付費申請書・依頼届出書をもらい、計画相談支援給付費の決定をするのも問題ありません。
なお、平成25年8月に作成した利用計画で障がい児・者サービスの内容を含んで決定していれば、障がい児が終了したとしても、利用計画案を再度提出してもらう必要はありません。
どのようにするかは市の運用でお願いします。（20140320）

豊田市の対応：

このケースの場合、まず①平成26年3月まで障がい児相談支援、②平成26年4月に計画相談支援に切り替え、で対応をお願いします。
（※サービス内容の大きな変更がありうるため）

【報酬関係】

Q 6 利用者負担上限額管理の優先順位の2番目に、『計画相談支援給付費支給の対象者のうち、継続サービス利用支援における厚生労働省令で定める期間が、「毎月」である者』とある。この「毎月」に「毎月（当初3か月）」は含むのか。

A 6 想定しているのは、「毎月」（1年間）です。一時的である「毎月（当初3か月）」は想定していません。（20131226）

【報酬関係】

Q 7 ケアマネージャーと相談支援専門員が同一人物ならば、ケアプランに障がい福祉サービスも含めて作成することも可能と考えられる。どのような対象者（場合）において、居宅介護支援費重複減算Ⅰ、居宅介護支援費重複減算Ⅱ、介護予防支援費重複減算を算定されるのか。

A 7 ケアマネージャーだけでプランを作成することが困難と市町村が認め、利用計画案が必要と利用者に利用計画案の提出を求めたケースで、結果としてケアマネージャーと相談支援専門員が同一人物であった場合です（事業所が地域に1箇所しかない、利用者が当該相談支援専門員を選択したなど）。（20130712）

【報酬関係】

Q 8 給付費申請書と依頼届出書は、申請ごと(利用計画案作成ごと)に出すのか。

A 8

●給付費申請書

⇒給付費の支給期間内であれば、再提出不要。

給付費の支給期間が更新となれば、再提出が必要。

●依頼届出書

⇒事業所が変わった場合、提出が必要。

給付費の支給期間が更新となれば、再提出が必要。

※3年と1年のサービスを併給している方は、事業所の変更がなければ、給付費申請書と依頼届出書は3年のサービスが更新になるタイミングで必要。（20140318）

【報酬関係】

Q 9 障がい児が、障がい福祉サービスと障がい児通所支援を利用している場合、計画相談支援と障がい児相談支援の両方を一体的に実施することとなるが、報酬については、障がい児相談支援のみの報酬が算定されることとなる。給付費支給申請書と依頼（変更）届出書も、障がい児・者それぞれ作成（計4枚）しなければならないか。

A 9 障がい児相談支援給付費と障がい児依頼届出書のみの提出で差し支えありません。（20140318）

【報酬関係】

Q10 現在、利用計画を作成済の子どもで、もともと予定していたモニタリングを6月5日に実施した。その後、保護者より「7月1日から自分が入院するため、短期入所を使いたい」という要望があった。再度アセスメントを取り直し、案を作成し、6月25日に同意をもらった。受給者証は6月28日に発行されたが、利用者側の都合で本計画の同意が7月11日になった。この場合、モニタリングの結果による変更ではないが、継続サービス利用支援費 1,310 単位は請求できず、サービス利用支援費 1,611 単位のみ請求か。

A10 お見込みのとおり。

アセスメントを何回とっても、モニタリングから一連の流れで利用計画を作成しているパターンとして算定することになります。(20140707)

【報酬関係】

Q11 1月27日に予定していたモニタリングへ行った後、保護者の体調悪化により、短期入所の追加申請があった。2月17日に変更の案を作成した。この場合、モニタリングから一連の流れではないが、継続サービス利用支援費 1,310 単位は請求できるか。

A11 月をまたいだ場合、案の中に経緯が記載されており、市町村が一連の流れではないと判断できれば、請求が可能です。

なお、モニタリングと案の作成が同じ月の場合は、いかなる事情であろうと、継続サービス利用支援費は請求できません。(20150224)

【参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第125号）

[同一の月に指定継続サービス利用支援と指定サービス利用支援を行う場合]

注5 指定特定相談支援事業者が、同一の月において、同一の計画相談支援対象障害者等に対して指定継続サービス利用支援を行った後に、指定サービス利用支援を行った場合には、継続サービス利用支援費に係る所定単位数は算定しない。

(※上記については、障がい児相談支援の報酬告示にも同様の記載があります。)

【報酬関係】

Q 1 2 障がい児の初回加算は、平成27年4月以降に初めて利用計画を作成した場合に算定できるという認識でよろしいか。

A 1 2 算定できるのは以下の2通りです。

- ① 新規で利用計画を作成した場合
- ② 前回作成してから6か月以上サービスの利用がなく、今回新たに利用計画を作る場合

なお、モニタリングについては初回加算の対象外となります。(20150513)

【報酬関係】

Q 1 3 モニタリングの報酬が発生するのは、モニタリングを実施し、利用者の同意を得た時点という認識でよろしいか。

A 1 3 問題ありません。

<「計画相談支援・障がい児相談支援に関するQ&A」で使用している略語一覧>

- ・利用計画案
 - …サービス等利用計画案・障がい児支援利用計画案
- ・本計画、利用計画
 - …サービス等利用計画・障がい児支援利用計画（※案ではなく完成したもの）
- ・受給者証
 - …「障がい福祉サービス 地域生活支援事業 受給者証」又は「通所受給者証」
- ・相談支援事業所
 - …指定特定相談支援事業所又は指定障がい児相談支援事業所
- ・給付費
 - …計画相談支援給付費又は障がい児相談支援給付費
- ・給付費支給申請書
 - …「計画相談支援給付費支給申請書」又は「障がい児相談支援給付費支給申請書」
- ・依頼届出書
 - …「計画相談支援依頼（変更）届出書」又は「障がい児相談支援依頼（変更）届出書」